

公 告

次のとおり総合評価一般競争入札に付するので、公告する。

令和7年12月5日

地方独立行政法人徳島県鳴門病院
理事長 住友 正幸

1 入札に付する事項

- (1) 委託業務名 徳島県鳴門病院保育施設運営業務委託
- (2) 業務内容等 別途仕様書等による
- (3) 履行期間 令和8年4月1日から令和10年3月31日
- (4) 履行場所 徳島県鳴門市撫養町斎田字見白43 職員宿舎1F
徳島県鳴門病院 院内保育所おひさま

2 担当部局

〒772-8503

徳島県鳴門市撫養町黒崎字小谷32番

徳島県鳴門病院 事務局 総務人事課

電話：088-683-0011

電子メール：soumu@naruto-hsp.jp

3 入札手続の種類

院内保育施設は、職員が安心して業務に従事できる環境を整えるために重要な役割を担っており、病院運営において欠かせない存在である。そのため、単に価格だけでなく、保育の質や運営体制、職員の育成・定着、施設運営の実績などを総合的に評価する必要があることから、本件は総合評価一般競争入札により実施する。

4 入札参加資格

本入札に参加できる者は、次に掲げる要件のすべてに該当する者とする。

- (1) 物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格審査要綱(昭和56年徳島県告示第26号)第4条第1項の規定による審査により資格を有すると認められた者又は地方独立行政法人徳島県鳴門病院会計規程実施規程(契約関係)(以下「会計規程実施規程」という。)第7条第2項の規定により新たに資格審査を受けて参加が認められた者であること。
- (2) 会計規程実施規程第8条の規程に該当しない者であること。

- (3) 四国地方（徳島、香川、愛媛、高知）、中国地方（鳥取、島根、岡山、広島、山口）、近畿地方（滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山）のいずれかの各府県内において、200床以上の病院の病院内保育所運営実績（受託運営を含む）を有する保育事業。
- (4) 夜間保育、病児保育及び認可保育園の全てについて良好な実績があり、現在も継続していること。
- (5) 法人等設立して5年以上経過しており、保育所の良好な運営が5年以上あり、現在も継続していること。（良好な運営には、過去5年間に保育施設の運営に関し、重大な事故を起こしていないことを含む。）
- (6) 保育の質の維持・向上と保育士を確保する観点から、地方独立行政法人徳島県鳴門病院院内保育所おひさまで勤務している現委託先社員について、本人への意思確認を行ったうえで、出来る限り継続雇用すること。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年225号）に基づき、再生手続開催の申立て、又は破産法（平成16年法律第75号）に基づき破産手続開始の申立てがなされていない者。
- (8) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む）もしくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にないこと。

5 入札参加手続等について

- (1) 入札関係書類の交付申込期間及び方法
 - ア 交付方法
入札関係書類は電子メールにより交付するため、入札参加希望者は下記イの期間に別紙「入札書類交付申込書」を電子メールにより、前記2の担当部局に提出すること。このとき電子メールのタイトルは「徳島県鳴門病院保育施設運営業務委託に係る入札関係書類申込（事業者名）」とし、電子メールの発信後に電話連絡の上、到着確認をすること。
 - イ 交付期間
令和7年12月5日（金）から令和7年12月12日（金）（土・日を除く。）
午前9時から午後5時までの間で交付する。
- (2) 入札参加資格確認申請書の提出方法等
 - ア 提出期限
令和7年12月16日（火）午後5時（必着）
 - イ 提出方法
前記2へ直接持参又は郵送（配達記録または簡易書留郵便に限る。）
 - ウ 提出書類
入札説明書で記す。

（3）入札参加資格確認結果

入札参加の確認の結果は、令和7年12月17日（水）までに申込者へ通知する。なお、入札参加資格がないと認めた者には、その理由を付して通知する。

6 入札に係る質問と回答

（1）受付期間

質問の受付は、令和7年12月5日（金）から令和7年12月15日（月）午後5時までとし、「質問書（様式自由）」を電子メールにより、前記2に提出すること。このときの電子メールのタイトルは「徳島県鳴門病院保育施設運営業務委託に係る質問書（事業者名）」とし、電子メールの発信後に電話連絡の上、到着確認をすること。

（2）質問に対する回答

質問に対する回答は、可能な限り令和7年12月16日（火）までに入札関係書類配布者全員にメールにて通知する（質問者名は公表しない。）。なお、口頭による質問・照会は受け付けない。

7 入札説明会及び施設見学

入札説明会及び現場説明会は開催しない。なお、施設見学を希望する者は病院運営に支障のない範囲で日程調整の上、実施するので、前記2～令和7年12月16日（火）午後5時までに申し込むこと。

8 業務運営提案書の提出方法等

入札参加資格があると確認された者は、「業務運営提案書（様式等は入札説明書に記す。）」を令和7年12月23日（火）午後1時までに、電子メールにより前記2の担当部局へ提出すること。

また、開札・プレゼンテーション当日には、正本1部・副本7部を持参のうえ、提出すること。

9 入札、開札及びプレゼンテーションの実施

（1）入札日時及び場所

入札日時：令和7年12月24日（水）午後1時

入札場所：徳島県鳴門市撫養町黒崎字小谷32番

徳島県鳴門病院 3階大会議室

（2）入札方法

ア 入札参加資格があると確認された者は、入札書を持参により入札するものとする。

郵送及び電送（ファクシミリ、電子メール等）による入札は認めない。

イ 入札者は（別紙）「地方独立行政法人徳島県鳴門病院保育施設運営業務委託費見積条件」に記載してある条件を基に委託業務契約金額を見積るものとする。

ウ 入札書の金額欄には、履行期間の総額の 24 か月均等払いの月額を記載すること。
(消費税及び地方消費税を除く。)

(3) 開札の実施

- ア 開札は、入札者またはその代理人を立ち会わせて行う。ただし、入札者またはその代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて行う。
- イ 入札者またはその代理人は、開札時間後においては、開札場に入場することはできない。
- ウ 入札者またはその代理人は、開札場に入場しようとするときは、入札関係書類の求めに応じ、身分証明書または名刺等を提示または提出しなければならない。
- エ 入札者またはその代理人は、入札関係職員が特にやむを得ない事情があると認められた場合の他、開札場から中途退場することができない。
- オ 開札した場において、入札者またはその代理人の入札のうち、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、再度の入札を行う。なお、再度の入札の回数は2回を限度とする。

(4) プрезентーションの実施

(3) の開札の終了後、予定価格の制限の範囲内で有効な入札を行った者に対して、提出された業務運営提案書についてのプレゼンテーションを実施する。

ア 実施方法

説明時間は1事業所につき30分以内、質疑応答は10分程度とする。

イ 審査の順番

審査の順番は入札書を提出した順番とする。

ウ 出席者

参加人数は1事業所につき3名までとする。

エ 準備物等

プレゼンテーションに用いる資料は、提出された提案書とする。

補足説明する場合に限り、それ以外の資料を用いることができる。また、パソコン、プロジェクター、スクリーン等を用いることも可能とする。プロジェクター及びスクリーンは担当部局で準備するが、パソコン及びタブレット等を使用する場合は各自で準備すること。

10 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 9 (2) の方法によらないで入札された入札書。
- (2) 入札参加者が他人の代理人をし、又は代理人が他人の代理を兼ねたとき。
- (3) 入札に関し談合等の不正行為があったとき。
- (4) 前記4に規定する入札参加資格を有しない者が入札をしたとき。
- (5) 入札事項を表示せず、若しくは記載事項を不明確であり、又は一定の金額をもって価

格を表示しない入札

＜例＞

- ア 鉛筆、その他容易に改ざんできる筆記用具で作成したもの
- イ 金額をアラビア数字以外で記載し、又は訂正したもの
- ウ 住所及び氏名の記載を誤ったもの
- エ 印鑑の使用を誤ったもの

11 落札者の決定方法

- (1) プレゼンテーションによる評価及び入札価格等による総合評価を行い、予定価格の制限の範囲内で（別紙）「徳島県鳴門病院保育施設運営業務受託者決定評価基準」により算出される評価値の最も高い者を落札者とする。
- (2) 最低基準価格を設定するものとし、最低基準価格を下回る場合は、業務を適正に実施できないと見なし失格とする。
- (3) 評価値が最も高い者が2者以上あるときは、くじにより落札者を定めるものとする（くじの日時及び場所については、別途指示する。）。
- (4) 落札審査結果は、令和7年12月26日（金）までにすべての入札参加者へ通知する。

12 その他

- (1) 入札のとりやめ又は延期
特別の理由がある場合は、入札をとりやめ、又は延期することがある。
- (2) 入札保証金
免除する。
- (3) 契約保証金
免除する。
- (4) 契約書作成の要否
要 ※契約締結に係る事務経費及び収入印紙等は落札者が負担すること。
- (5) 契約の解除
提出書類等に虚偽の記載がある場合は、契約を解除すること。
- (6) 入札者等に求められる義務
申請書等、入札書、業務運営提案書等に関し説明を求められた申請者及び入札者は、これに応じなければならない。入札者は業務の継続的かつ安定的な運営に努め、履行期間中、業務履行が困難な状況になるおそれがある場合、6か月前までには当法人に通知し協議すること。
- (7) 再入札
予定価格に達せず再入札になる場合もあるため、その場で直ちに再入札金額を記入できる者が入札に参加すること。
- (8) 入札の辞退

本入札への参加を辞退する場合は、入札辞退届を前記2の担当部局に提出すること。

(9) 引継ぎについて

契約締結時から令和8年3月31日までの間に引き継ぎを行い、令和8年4月1日から業務を開始すること。

(10) その他

入札参加者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報、その他病院の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。

詳細は、入札説明書による。

以上

徳島県鳴門病院保育施設運営委託業務受託者決定評価基準

| 評価項目 | 小項目 | 評価内容 | 配点 |
|------------|------------------------|--|---|
| 価格評価 | 入札価格 | ①予定価格及び最低基準価格を設定し評価する。 入札価格が最低基準価格以下の場合は、業務を適正に実施できないと見なし失格とする。 ※予定価格が範囲外の場合は0点とする。 ②入札価格が上記価格範囲内の場合は最低入札価格を満点として比例計算して配点とする。 価格評価点 = 最低入札価格 ÷ 入札額 × 120 | 120 |
| 1 運営管理 | 運営実績・ 保育理念・ 運営方針 | 1 運営実績 | 院内保育所を運営するに相応しい運営実績を有しているか |
| | | 2 保育理念・運営方針 | 院内保育所を運営するに相応しい保育理念、運営方針を有しているか |
| | 保育計画・ 保育内容 | 3 保育計画、保育内容 | 1日の保育の流れや計画が適切か |
| | | 4 行事計画、行事実施 | 行事計画があり、実施可能か |
| | 職員配置・ 勤務体制 | 5 職員配置・構成 | 適正な職員配置と勤務体制を計画できるか |
| | | 6 不測の事態対応 | 緊急時の対応体制が整備されているか |
| 2 業務の品質 | 職員研修 | 1 職員研修 | 新任者研修をはじめ、保育士を育成する研修体制が整備されているか |
| | | 2 職員定着（離職防止） | 業務従事者の待遇改善や安定的な雇用確保、離職防止への取り組みがあるか |
| | 健康管理・ 衛生管理 | 3 園児の健康管理 | 入所児童の健康状態の観察方法や保護者からの情報提供体制、業務従事者間の情報共有体制が整っているか |
| | | 4 食育・衛生管理 | 給食・副食（おやつ）の衛生管理、栄養管理及び安全衛生に関する法令等の遵守とともに、アレルギー等への適切な対応、また食育に関する取り組みがなされているか |
| | 安全管理 | 5 事故・災害対応 | 事故・災害・犯罪等不測の事態に備えた事前の訓練、マニュアル整備等の安全管理のための体制、入所児童や業務従事者における感染症発生時の対応策はあるか |
| | 保護者対応 | 6 要望・苦情対応 | 保護者との信頼関係を築くため、要望や苦情に適切に対応できる体制があるか |
| | 個人情報管理 | 7 個人情報保護 | 個人情報の保護等、情報管理に対する取組内容及び考え方が明確であるか |
| | 特別保育対応 | 8 病児保育 | 病児保育に適切に対応可能であり、効率的な運営方法が提案されているか |
| | | 9 夜間保育 | 夜間保育に適切に対応可能であるか |
| | | 10 混合保育 | 混合保育について適切に対応可能であるか |
| 3 その他 | 独自の特色 | 1 セールスポイント | 保育運営に当たって独自の自主事業や特色等の提案がなされているか |
| | 職員の採用計画 | 2 採用計画 | 職員採用方法・構成が適切であるか |
| 合 計 | | | 300 |

評価基準について

[評価基準]

- 10 十分に評価できる
- 8 評価できる
- 5 ある程度評価できる
- 2 あまり評価できない
- 0 評価できない